

## 大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大口町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が団体及び個人（以下「団体等」という。）が主催する事業の後援を行う場合の後援名義使用の基準及び手続に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 後援とは、教育委員会が団体等の主催する事業の趣旨に賛同し、教育委員会の名義の使用を認め、事業の開催を支援することをいう。

### (使用許可の基準)

第3条 教育委員会が後援名義使用を許可する事業は、教育、学術、文化、スポーツ等の向上に寄与するもので、次の各号に該当すると認められるものとする。

- (1) 事業の目的及び内容が明確で、かつ、公益性があるもの
- (2) 広く住民を対象とし、主催者が適格なもの
- (3) 公序良俗に反しないもので社会的な非難を受けないもの
- (4) 営利や商業宣伝又は私的な利益を目的としないもの
- (5) 宗教活動、政治活動又はこれらに類する活動でないもの
- (6) 開催場所の公衆衛生、災害防止等について十分な措置が講じられているもの

### (申請)

第4条 事業を実施する団体等が、教育委員会の後援名義使用の許可を得ようとするときは、当該事業の開催日の1月前までに大口町教育委員会後援名義使用許可申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に事業計画等を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

### (許可の決定等)

第5条 事業の後援名義使用の許可は、教育委員会の議決とする。

- 2 定例的に行われ、過去に後援名義使用の許可を受けている事業にあっては、教育長の決裁とする。
- 3 前項に規定する事業のうち、教育長が特に必要と認めたものは、教育委員会の

議決とする。

4 教育長は、第2項の規定による後援名義使用の許可をしたときは、教育委員会に報告しなければならない。

(使用許可)

第6条 教育委員会は、前条の規定により後援名義使用の許可を決定したときは、大口町教育委員会後援名義使用許可通知書（様式第2）を団体等に交付する。ただし、必要があるときは、条件を付すことができる。

2 審査の結果、不適当と認めたときは、大口町教育委員会後援名義使用許可申請却下通知書（様式第3）を交付する。

(変更)

第7条 団体等は、前条第1項に基づく大口町教育委員会後援名義使用許可通知の後で事業内容に変更が生じたときは、直ちに大口町教育委員会後援名義使用許可事項変更届（様式第4）により教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出がない場合は、当該後援名義使用の許可はその効力を失う。

(許可の取消)

第8条 教育委員会は、申請書の記載事項等に虚偽を認めたとき、第3条各号のいずれかに該当しない事実が判明したとき又は許可の際に付した条件に違反したときは、大口町教育委員会後援名義使用許可取消通知書（様式第5）により、後援名義使用の許可を取り消す。

(実績報告)

第9条 団体等は、当該後援に係る事業が終了したときは、直ちに大口町教育委員会後援事業実績報告書（様式第6）に収支決算書等を添付して、教育委員会に報告しなければならない。

(免責事項)

第10条 教育委員会は、団体等及び第三者に対して、後援名義使用許可の事業に係る損害賠償その他のいかなる責も負わない。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、後援名義の使用について必要な事項は、

教育委員会が定める。

附 則（平成4年6月30日 大口町教育委員会告示1号）

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成23年12月1日 大口町教育委員会告示16号）

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町教育委員会告示6号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。